



12 月 年末年始交通安全運動実施中

今年も残すところ数日になりましたが組合員の皆様におかれましては今年を省みていかがだったでしょうか、一般的にみて、まずリオのオリンピック・パラリンピックの日本人の活躍でしょうね、国際問題としては誰しもイギリスの EU 脱退と、アメリカの次期大統領トランプ氏の当選で世界中大騒、国内では自動車メーカーの燃料の不正表示、熊本地震、夏は北海道直撃の台風 10 号、鳥取地震、博多駅前の陥没等々ありました。災害の当たり年でした。タクシー業界では今年も厳しい営業を強いられた状況の中、主な話題はライドシェア（白タク）から始まり初乗り短縮運賃、特定地域の法人タクシーの減車、個人タクシーでは確定休車日 2 日の設定等の事案でした。平成 29 年 1 月 30 日より東京 23 区・三鷹市他で初乗り短縮運賃 410 円が実施されます、尚、平成 28 年 12 月 19 日付けにて関東運輸局より特定地域計画が認可されましたので、京浜交通圏では各事業者より事業計画（3 月）を提出していただき 4 月～7 月ころ確定休車日が実施されますのでご承知おきください。

アンケート用紙を同封いたしました、休車日のアンケートには事業者として必ず回答を頂きたいと思います。

- 問 1 今回の事前調査は、営業休車日について各事業者がどのように考えているのかの予備調査です。
- 問 2 電話で通訳が出来る（ビーボーン）加入申し込み希望者を募集（加入金 100 円前後自己負担）通話利用料金は組合負担の予定です。
- 問 3 今後、無線・非無線車の営業運営に対し事業者の一部の意見ではなく、多くの方のご意見をお聞きしたいと思いますので宜しく御願い致します。

尚、改修工事中は、ご不便・ご迷惑をお掛け致しましたが、年内に終了する事が出来ました事をご報告致します。

年末に入り何かとお忙しい日々となります、健康に配慮し交通事故には合わないよう又起こさないよう十分気を付けて下さい。

今年も組合員様のお力添えいただきましたおかげで、組合業務を遂行することが出来ました事、職員ならびに理事役員一同厚く御礼申し上げます。

みなさま方におかれましてはどうぞよいお年をお迎えください。

神奈川県個人タクシー協同組合 理事長 橋本 嘉照

一般報告

1. 組合員廃業について

(保)池田 昌鴻 (73 歳)	平成 28 年 11 月 24 日	譲渡廃業
(南)抱井 繁 (73 歳)	平成 28 年 11 月 24 日	〃
(磯)佐々木 勝利 (72 歳)	平成 28 年 12 月 8 日	〃
(港)金澤 恒男 (75 歳)	平成 28 年 12 月 15 日	一般廃業
いつまでもお元気でお過ごしください。		
(戸)千羽 俊一 (62 歳)	平成 28 年 12 月 9 日	死亡廃業
心よりご冥福をお祈り申し上げます。		

2. 譲渡譲受申請状況について

平成 28 年 11 月 24 日(木)及び 12 月 8 日(木)に認可が発表になりました

譲渡者	年齢	譲受者	年齢	住所・勤務(出身)会社
(南)抱井 繁	73	ねもと さとし 根本 聡	50	戸塚区信濃町 513-11 東戸塚ガーデンシアウエストヒルズ 502 飛鳥交通神奈川(株)
(保)池田 昌鴻	73	もとかわ ひでお 元川 秀夫	52	磯子区森 3-14-36-402 大明交通(株)
(磯)佐々木 勝利	72	いくたじましんいち 生田嶋 真一	51	港北区新羽町 161-1 クリオ北新横浜五番館 302 三和交通(株)

※ 以上 3 名(譲受者)は平成 28 年 12 月 20 日(火)の理事会において正式に組合員として承認されました。

3. 組合事務所の年末年始 部署別 日程及び対策

① 組合事務所休業について

平成 28 年 12 月 29 日(木)から平成 29 年 1 月 4 日(水)まで休業

平成 29 年 1 月 5 日(木)より平常通り、(注:2 階の CD 機は 10 時から)

② 年末年始の無線配車業務について

1. 年末年始も年中無休で 24 時間営業を致します。
2. 1 月 1 日(金)～1 月 3 日(日)は休日扱いとなります(予約奇数偶数なし)。
3. 上記以外は通常通りの配車と致します。
4. 12 月 10 日(土)～12 月 31 日(土)の間は私用コール及び不必要な電話を無線室に掛けることは禁止と致します。
5. 30 番について、12 月 31 日(土)～1 月 3 日(火)の間は会社休業につき閉館です。

③ 年末年始緊急事態発生の場合について

- (1) 緊急事態発生の場合(タクシー強盗等)移動局が無線センターに緊急事態発生をコールする方法 車両の緊急ボタン(非常灯スイッチ)を入れる。
- (2) 無線センターは緊急事態の報告受信時には、即、応答し適切な措置をとる。警察に連絡するとともに、携帯電話所持の無線委員・理事等の移動局に緊急連絡し応援を要請する。

④ 年末年始の交通事故への対応について

応援が必要な場合は無線室へ連絡し依頼する。

加害事故の場合、東京海上フリーダイヤル Tel 0120-119-110 に電話し報告をする。
夜間休日 24 時間対応です。

⑤ 年末年始の換金日のお知らせ

※ 年末は 12 月 28 日(水)までです。

「りそな銀行」・「郵便局」とも振込は 9 時～16 時まで受付けます。

「りそな銀行アンサー」は 14 時まで受付けます(※ 終了が 1 時間 30 分早いので注意)

※ なるべく振込での換金にご協力お願い致します。

12 月 28 日(水)の振込で換金した場合は下記を参考にして下さい。

「りそな銀行」の振込は平成 28 年 12 月 29 日(木)に引き出せます。

「郵便局」の振込は 平成 29 年 1 月 4 日(水)に引き出せます。

急ぐ場合は「りそな銀行」アンサーで換金。(12 月 28 日(水)は 14 時まで)

※ 年始の換金は 1 月 5 日(木)からです。

「りそな銀行」・「郵便局」とも振込は 9 時～16 時まで受付けます。

「りそな銀行アンサー」は 14 時まで受付けます(※ 終了が 1 時間 30 分早いので注意)

(組合 2 階の CD 機は 10 時からの稼働となります。)

⑥ 12 月分賦課金等の納付期限について

※ 賦課金等の振込は 12 月 26 日(月)までをお願いします(ネットバンキングの場合には 27 日(火)までをお願いします)。26 日(月)までに間に合わない場合は 28 日(水)に組合の窓口で 16 時までに納金をお願いします。

※ 平成 28 年 12 月分の賦課金等の納付期限については、年内の換金に間に合わなかった方のために、平成 29 年 1 月 5 日(木)までと致します。

※ 自動引落としにされている方で 12 月 22 日(木)までに間に合わなかった場合は、平成 29 年 1 月 5 日(木)までに組合窓口で納金して下さい。

4. 協力企業の年末年始休業状況 別紙

5. 木下大サーカスのステッカー等 チケット配布

平成 29 年 2 月 26 日(日)～平成 29 年 5 月 22 日(月)まで みなとみらい特設会場で開催
割引チケットを車内に携行し、お客様にお渡し下さい。尚、事業者様に 1 枚招待券がプ
レゼントされます。割引チケット等は各自の組合員ファイルに入れておきます。

6. 組合建物の改修工事について

組合建物の改修工事が平成 28 年 12 月中旬に終わりました。平成 28 年 12 月 27 日に最終
確認をして完成となります。皆様のご理解・ご協力ありがとうございました。

7. 神奈川県計量検定所より台数調整の協力要請について

横浜検査場(浦島丘)において、平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月までタクシーメーター検
査場の整備工事が行われます。基準ローラー 2 台の内 1 台の稼働となることから台数を
制限させて頂きます。詳しくは、各メーター製造・取り付け業者にご確認下さい。

8. タクシー事業適正化・活性化(京浜交通圏)特定地域計画

平成 28 年 12 月 16 日に認可が発表になりました。特定地域計画認可後、各事業者は 6
ヶ月以内に(事業計画)認可を受ける必要があり、日程上遅くても、平成 29 年 3 月末まで
に「事業計画の認可申請書」を提出する事となります。

9. 支部新年会助成金について

12 月末日現在在籍者 1 人 1,000 円で換算し、支部へ助成致します。

※ 1 月 10 日(月) 支部口座にお振込み致します。

10. 事業許可期限更新について

日 時 平成 29 年 1 月 18 日(水) 13:00(受付開始 12:30)

場 所 神奈川公会堂 神奈川区富家町 1-3

携帯品 1. 印鑑 (認印可) 2. 運転免許証 (事業者乗務証は必要ありません)

- 講習会終了後、通知書交付式が行なわれます。組合職員の案内に従い、運転免許証を持って順番に並んでください。

時間厳守。12 時 55 分迄に受付して下さい。

公会堂に駐車場はありません。

11. 財政常務新任の件について

平成 28 年 12 月 9 日(金)に(戸)千羽俊一氏の逝去に伴い、平成 28 年 12 月 20 日(火)の理事会において(港)田邊和男理事が新財政常務として承認されました。組合業務を滞りなく遂行いたしますので、役員一同今後ともよろしくお願いいたします。

共済事業部報告

1. 11 月度事故報告

	加 害	被 害	自過失	双 方	当 逃	合 計	人 身
() 内の数字は人身 本年当月発生件数	(1) 1	 5	 11	 1	 0	 18	 1
() 内の数字は人身 前年同月発生件数	(3) 3	(1) 4	 13	(3) 7	 1	 28	 7
前年度と比較	-2	+1	-2	-6	-1	-10	-6

2. 12 月度 L P G 販売価格について

※12 月は 4 円値上がりします。

税込み 76 円

掛売円 75 円

※ガソリンの情報です

山下町のエネオス・ドクタードライブ元町中華街 S S (株アセント)が個人タクシー用に特別な割引カードを作ってもらえます。ガソリン・オイル交換・洗車 等々いろいろな個人タクシー用の割引があります。ぜひご利用ください。

3. 東東京海上日動 所得補償制度(団体保険)について・・・・・・チラシ配布

新しい所得補償制度(GLTD)が出来ました。 GLTD という制度は、現在所得補償に加入している方を対象に、販売します。所得補償はてん補期間が最大で 1 年になりますが、GLTD にご加入して頂くと、てん補期間が最大で 2 年間に延長になります。最初の 1 年目は所得補償にてお支払いがあり、2 年目からは GLTD からの支払いになります。(継続して 1 年以上の休業がないと、GLTD での支払いはありません。)

GLTD には免責期間がありません。またご加入時には、新規扱いとなるため、告知(病気・

けが等)が必要となります。2 年目 (GLTD) は 1 年目 (所得補償) より補償 (保険金額) を下げて加入すれば、保険料を抑えることもできます。

・ 保険金請求の際に必要な条件について

- 東京海上より取り寄せした指定の診断書を病院で書いて頂きます。診断書の料金は自己負担です。就業不能期間を医師が認めた期間が請求の対象になります。取寄せした診断書を保険会社が審査してお支払いを決定します。
- 病院へ医療確認が入る場合があるため、同意書を記入して頂きます。
- 就業状況確認の為、集計表の提出が必要です。
- 請求時期につきましては、仕事復帰後に診断書を病院へ提出し、書いて頂きます。途中で請求ご希望の場合は、免責期間終了後、1 ヶ月が過ぎれば請求できます。その場合は残りの就業期間分の診断書の取り付けが再度必要となります。(残りの期間が 2～3 日の場合でも必要です。)
- 保険請求をしますと、請求病名により、次回更新が出来なくなる病名や、不担保扱いになる病名があります。受取保険金の金額にかかわらず対象になります。診断書提出後に保険会社が審査をし、更新時期に連絡が来ます。

4. 「東京海上日動 所得補償 パンフレット配布及び募集開始のお知らせ」

募集期間 平成 28 年 12 月 19 日～平成 29 年 1 月 20 日

保険期間 平成 29 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 1 日

現在ご加入の方は自動継続になりますが、年齢により (5 歳刻み) 保険料が変わります。

3 月 1 日時点での年齢になります。保険料は 2 月分組合費より変更になります。又、パ

ン

フレットには、お支払いできる場合やお支払いできない場合などの重要なお知らせが記載されております。更新後、加入明細書が届き次第、組合員ファイル入れにお入れします。現在の加入内容・パンフレットの内容・2 月分組合費の保険料をご確認の上、加入明細書とパンフレットを満期まで保管して下さい。新規加入ご希望の方、プラン変更をご希望の方は、保険窓口迄お願い致します。又、募集期間を過ぎましても、随時、中途にて加入・変更が出来ますのでご相談下さい。(告知内容により、できない場合もあります。)

5. 「車両入替時のお願い」

車両を入れ替える場合は、ディーラーと契約しましたら、お早目に保険係にご連絡をお願い致します。

任意保険の車両入替には追加保険料が必要となる場合があります。又、変更依頼書にご署名が必要です。こちらのお手続きにて、お車の入替が完了していない場合、その間の任意保険 (車両保険) の補償が出来なくなる場合があります。前もってのお手続きが必要となりますので、ご連絡をお願い致します。

- 任意保険の車両入替手続き→注文書又は売買契約書をご提出下さい。試算をし、追加保険料がある場合は登録日前日までにお預かりし、保険会社へ入金します。
- 自賠責保険料 (新規 13 か月 40,310 円)→登録日より 10 日位前まで、保険料をお預かりします。証券発行をして、登録日までにディーラーへ郵送するためです。
- 前車の自賠責証明書→ディーラーより戻ってきましたら、保険窓口までご持参下さい。解約手続きをしますと、月単位で返戻金が戻ります。(下取り車と一緒に、自賠責も買い取りになる場合等、戻ってこない場合を除きます。)

6. 「自賠責保険の組合でのご加入にご協力をお願い致します。」

車検時の自賠責保険料は、37,610 円(12 ヶ月分)です。加入時には、車検証を確認しますので、必ずご持参ください。前契約が他社の場合は、前契約の証明書をご持参ください。車検に入れる前に次契約の加入が必要となります。又、車検が終わりましたら、総務課へ車検証(コピー)をご提出ください。登録番号・ご住所等の登録内容を変更した場合も、必ずご連絡下さい。宜しくお願い致します。

7. 「自動車保険 継続のお手続きについて」

1 ヶ月前の早期継続契約にご協力をお願い致します。この取り組みは組合の手数料収入がアップします。1 ヶ月前に組合からお電話をしますので、更新のご確認をお願い致します。ご協力をお願い致します。

証券・約款が届きましたら記載内容をご確認の上、保険期間終了まで必ず保管して下さい。住所変更・車両入替等の契約内容に変更があった場合でも、変更前の証券が有効証券になり、変更後に証券の再発行はありません。「契約内容変更完了のお知らせ」が届きますので、証券と一緒に保管して下さい。事業免許の更新時には、総務課より保険証券の提出のご案内がありますので、紛失されないようお願い致します。

8. 「新しい自動車保険の特約があります。」

・地震噴火津波危険車両全損一時金特約

地震等によりご契約のお車が全損となった場合に、一時金として 50 万円をお支払いするものです。ただし車両保険の保険金額が 50 万円未満の場合は、その金額をお支払い致します。全損とは、この特約の定義によります。保険料は年間 4,750 円となります。

・自動車保険 全損時諸費用倍額払特約

自動車保険には全損時諸費用特約(全損時に車両保険金額の 10%、20 万円を限度としてお支払いする)が自動で付帯されておりますが、そのお支払い額を 2 倍払いにする特約です。保険料は年間 1,000 円前後となり、お手頃です。(等級割引率により異なります。)

9. 平成 29 年 4 月 1 日以降始期契約の自賠責保険契約の取扱いについて(東京海上日動より)

① 現時点で保険料改定が行われるかどうかは未定ですが、保険料改定が実施される可能性もあるため、平成 29 年 1 月 1 日(日)から平成 29 年 1 月 31 日(火)(予定)迄の間は、平成 29 年 4 月 1 日以降始期契約のお手続きにつきましては、お待ち頂きますようお願い致します(ご契約手続きの留保)。

② ご契約手続きの留保について

平成 29 年 4 月 1 日以降始期の契約を現在の保険料でご契約され、後日、保険料が変行になった場合、弊社営業店にお越し頂き、差額保険料をご精算頂く事となります。

弊社といたしましては、このようなご不便をおかけすることを避けるため、平成 29 年 1 月 1 日(日)から平成 29 年 1 月 31 日(火)(予定)までの間は、自賠責保険のご契約手続きをお待ちいただく事とさせていただきます(ご契約手続きの留保)。

ご契約手続きにつきましては、改定の有無及び改定する場合の新保険料が確定した時点でお引き受け開始日等を速やかにご案内いたしますので、宜しくお願い申し上げます。

10. ドライブレコーダー推奨について

最近、ドライブレコーダーを導入されて、車内トラブル・交通事故等、非常に役に立っています。映像が残っているのと、残っていないのでは大きな違いです。多くの方が映像や音声等あることで助かっています。ぜひ、皆様にドライブレコーダーを導入して頂

きたいと思います。月々10,000円×3回で組合費引落しです。総額 ¥30,000 です。

外部報告

1. 羽田空港内「改定ルール」について

平成 28 年 11 月 14 日

神奈川タクシーセンター指導課

羽田空港内における神奈川タクシーにつきましては、年々利用客の増加とともにタクシー稼働も上昇しており、国内線・国際線神奈川タクシー乗り場においては今だに配車不足が生じているのが現状です。この度、平成 28 年 11 月 1 日「羽田空港タクシー委員会」において、下記暫定ルールについて改定する事が決定致しましたのでご報告いたします。

【国内線】改定ルール

- ① 15. 15 時以降に車両不足が発生した場合、臨時応援車両として計画配車板を持たない
車両の入構を認めるものとする。
但し、臨時応援車両は国内線計画配車入構法人タクシー事業者であり、また国内線計画配車入構個人タクシー組合に所属する事業者であること。
- ② 16. 区域外営業行為に対する罰則
 - ・ 1 回目
計画配車板の一時返却・・・事実が確認された翌日から 1 ヶ月間
当該運転者は事実が確認された翌日から 1 年間羽田空港内タクシー乗り場、待機への入構禁止。
 - ・ 2 回目
計画配車板の一時返却・・・事実が確認された翌日から 2 ヶ月間
当該運転者は事実が確認された翌日から 1 年間羽田空港内タクシー乗り場、待機場への入構禁止。
 - ・ 3 回目
計画配車板の一時返却・・・事実が確認された翌日から 3 ヶ月間
当該運転者は事実が確認された翌日から 1 年間羽田空港内タクシー乗り場、待機場への入構禁止。（但し、計画配車板一時返却中の計画配車負担金については徴収する事とする。）
 - ・ 区域外営業行為未遂
当該運転者と管理責任者をセンターに来所要請し、事情聴取の結果判断する事とする（この場合、東京タクシーセンターの指導員より出構の指示があった場合、速やかに従う事。）

【国際線】改定ルール

- ① 4. 計画配車板のうち予備板での入構は午前 0 時～午後 2 時までとする。
- ② 5. 毎週(土)(日)(祝)の 23 時～25 時に計画配車板がなくても台数に制限無く入構可能とするは、廃止となります。
- ③ 曜日、時間を問わず車両不足が発生した場合、臨時応援車両として計画配車板を持たない車両の入構を認めるものとする。
但し、臨時応援車両は国際線計画配車入構法人タクシー事業者であり且つ優良法人タクシー事業者であること。 また国際線計画配車入構個人タクシー組合に所属する事。マスター（三ツ星）事業者であること。

④ 区域外営業行為に対する罰則

・ 1 回目

計画配車板の一時返却・・・事実が確認された翌日から 1 ヶ月間

当該運転者は事実が確認された翌日から 1 年間羽田空港内タクシー乗り場、待機場への入構禁止。

・ 2 回目

計画配車板の一時返却・・・事実が確認された翌日から 2 ヶ月間

当該運転者は事実が確認された翌日から 1 年間羽田空港内タクシー乗り場、待機場への入構禁止。

・ 3 回目

計画配車板の一時返却・・・事実が確認された翌日から 3 ヶ月間

当該運転者は事実が確認された翌日から 1 年間羽田空港内タクシー乗り場、待機場への入構禁止。（但し、計画配車板一時返却中の計画配車負担金については徴収する事とする。）

・ 区域外営業行為未遂

当該運転者と管理責任者をセンターに来所要請し、事情聴取の結果判断する事とする。（この場合、東京タクシーセンターの指導員より出構の指示があった場合、速やかに従う事。）

平成 28 年 11 月 1 日に改正、平成 28 年 12 月 1 日より適用する。

＊ 尚、国内線につきましては、特に午前中において配車不足が多く発生しておりますので積極入構をお願い致します。

事業者ならびに運転者の皆様には「改定ルール」を再確認いただき、周知徹底の程お願い申し上げます。

また区域外営業行為の情報がございましたら神奈川タクシーセンターまでご報告お願い致します。
神奈川タクシーセンター 羽田空港タクシー委員会

2. 神奈川タクシーセンターより

上大岡駅前タクシー乗り場待機枠後方違法付け待ち指導強化について

標記タクシー乗り場において、待機枠からタクシーがはみ出して駐車しているため、バスの出入りに支障をきたしている旨の苦情が、バス関係者から、センターに寄せられています。今後、厳しく指導を行います。尚、上大岡駅前タクシー乗り場入溝にあたっての注意事項

- 1) 待機場に入溝した運転者は車間を詰め、前の車両が動いたら速やかに前進する事。
- 2) 待機場最後尾の車両後方に入溝できるスペースが無い場合は通過する事。
（最後尾車両は後方に入溝スペースがなく、前方に動きの無い場合は、ハザードを点滅し、後続の車両に知らせる事。）
- 3) 待機場内の車両が動き出している、最後尾の車両がハザードを点滅している時は必ず通過する事。
- 4) 待機場最後尾の車両は入溝後、後部車輪が白線以内にあるか確認する事。
（白線よりはみ出していた場合は速やかに退構する事）

指導方針

1. 待機場最後尾の車両がハザードを点滅している時に、バスターミナル入口方向よりゆっくり進行し、様子を伺っている車両はバスの運行妨害となる為、すべて排除し入溝は認めない事とします。
2. 今後、「待機場内が動き出しているから」という理由で、待機場後方で待つ行為は一切

認めない事とします。

3. 違法付け待ち行為は違反点数 1 点です。
4. 指導員の指示に従わない運転者は「指導無視」として事業者へ通知書を送付いたします。(違反点数 2 点)

3. 神奈川タクシーセンター「乗り場等でのビデオカメラ撮影について」

違法付け待ち禁止規制地区の様子をセンター指導員が違法付け待ち・指導の状況等をビデオカメラにて撮影し、街頭指導会議で報告をさせていただきます。尚、内容については、会議で使用する他、センター内での参考資料として使用する以外は使用致しません。ご理解をして頂き、皆様へのご報告とさせていただきます。

4. 神奈川タクシーセンター「忘れ物について」

平成 29 年 4 月 1 日より遺失者からの遺失物問合せ対応の廃止について、当タクシーセンターでは拾得物の報告を受け、遺失者等よりタクシー内による遺失物の問合せに対応しておりますが、今般、関東運輸局から「遺失物については本来警察対応であり、センターで取り扱うものか熟慮すべき」とのご意見があり、また、適正化事業の厳正な運営・個人情報取り扱いの問題等を鑑み、当タクシーセンター相談課では平成 29 年 4 月 1 日より遺失者等からの遺失物問合せ対応を廃止致します。

このため大変お手数で申し訳ございませんが、各事業者発行の領収書に於ける神奈川タクシーセンターの電話番号の表記につきまして、神奈川タクシーセンター電話番号照会に「忘れ物」の表記がある場合には、平成 29 年 4 月 1 日までに、「忘れ物」の表記を削除して頂くようお願い申し上げます。

例 削除前 「忘れ物ご意見等は 神奈川タクシーセンター 045-252-0300」

↓

削除後 「ご意見ご要望等は 神奈川タクシーセンター 045-252-0300」

5. 神奈川タクシーセンターの平成 29 年度の街頭指導計画

平成 29 年 1 月の指導重点地区

- 1) 横浜市内 違法付け待ち・呼び込み・乗車拒否等 横浜駅・桜木町駅・大船駅
- 2) 川崎市内 違法付け待ち・呼び込み・乗車拒否等 川崎駅
- 3) 横須賀市内・三浦市内 違法付け待ち・呼び込み・乗車拒否等 京急三浦海岸駅
- 4) 羽田空港年始繁忙期における適正入溝と乗り場ルールの徹底についての指導。

平成 29 年 2 月の指導重点地区

- 1) 上大岡駅周辺地区 違法付け待ち・迷惑行為の防止及び指導
- 2) 川崎駅北口周辺地区 違法付け待ち・迷惑行為の防止及び指導
- 3) 横須賀中央駅周辺地区 違法付け待ち・迷惑行為の防止及び指導

平成 29 年 3 月の指導重点地区

- 1) 横浜市内主要駅 違法付け待ち・呼び込み・乗車拒否等(横浜駅・桜木町駅・大船駅)
- 2) 川崎市内主要駅 違法付け待ち・呼び込み・乗車拒否等(川崎駅)
- 3) 横須賀市内・三浦市内主要駅 違法付け待ち・呼び込み・乗車拒否等(京急三浦海岸駅)

その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

6. 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

- ① 実施期間

平成 28 年 12 月 10 日(土)～平成 29 年 1 月 10 日(火)
期間中は年末年始の輸送等に関する安全総点検の黄色いリボンを付けて下さい。

② 実施事項

下記、実施細目について、事業所に垂れ幕、立て看板等を掲出し安全総点検の趣旨の徹底を図ります。

③ 【重点点検項目】

- ・健康管理体制の状況
- ・過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ・飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ・死傷事故等を防止するための安全対策の実施状況

④ 【点検項目】

- ・車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況
(運転免許証の携行・有効期限の確認)
(適正診断結果を活用した指導・監督)
(薬物使用防止に対する指導・啓発活動)
- ・自然災害・事故・事件等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
(自然災害・事故・事件等発生時における対応措置を整備・構築)
(自然災害・事故・事件等発生時において、連絡通報体制・避難誘導體制が機能する実践的訓練)
(緊急対応マニュアルにある速報対象となる事故・事件が発生の場合は支局緊急連絡担当へ速報)
- ・テロ防止のための警戒態勢の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
(始業・終業時における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回実施)
- ・新型インフルエンザ対策の実施状況
(マスク着用による咳エチケット等の呼びかけ)(うがい、手洗い、手指消毒の徹底)
(インフルエンザ等の流行に備え、対応方法を予め定める)

備

7. 「飲酒運転根絶強化月間」の実施について

横浜市 交通安全対策協議会

期 間 平成 28 年 12 月 1 日(木)～12 月 31 日(土)の 1 カ月間

目 的 依然として後を絶たない悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

スローガン **乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者**

- 重 点
- 1 飲酒運転の根絶の周知徹底と広報啓発
 - 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
 - 3 ハンドルキーパー運動の推奨

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5 年以下	100 万円以下	35 点
酒気帯び運転 (0.25 mg以上)	3 年以下	50 万円以下	25 点

酒気帯び運転 (0.25 mg未満)	3 年以下	50 万円以下	13 点
呼気検査拒否	3 ヶ月以下	50 万円以下	—

※平成 21 年 6 月 1 日、改正道路交通法施行により酒酔い運転等の基礎点数の引き上げ及び運転免許取消後の欠格期間が延長されました。

※アルコール検知器は監査対象項目で、故障・電池切れ状態に注意し、常時検知出来る状態で装備して下さい。

8. 年末の交通事故防止運動について

横浜市 交通安全対策協議会

期 間 平成 28 年 12 月 11 日(日)～12 月 20 日(火)の 10 日間

目 的 年末になると、交通量や飲酒の機会が増加し、交通事故が多発することから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通して、交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン 無事故で年末 笑顔で新年

重 点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

9. UD研修(ユニバーサルドライバー)について「全個協」

全個協の平成 27 年度事業計画で新サービス向上推進 5 ヶ年計画の後継計画として「プラン 2015」が承認されました。このプラン 2015 では平成 32 年 4 月 30 日までの 5 年間に多くの個人タクシー事業者がユニバーサルドライバーとして、個人タクシーらしい良質なタクシーサービスを利用者に提供する事を目指しています。

ユニバーサルドライバー研修(UD研修・バリアフリー研修)とは、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会(前副協)が推進するタクシードライバーに特化したバリアフリー社会に適応するための研修であり、定められたカリキュラムを受講し研修終了後、バリアフリー研修推進実行委員会に対し申請をすることにより、「ユニバーサルドライバー研修終了証」が交付されます。

公共輸送機関の一翼を担うタクシーとして、法人・個人タクシーを問わず全てのタクシードライバーが修得する必要がある「基本スキル」と考えています。特に「基本スキル」に磨きをかけることにより、個人タクシーらしい良質なタクシーサービスを利用者に提供する必要があります。一人でも多くの既存事業者がUD研修を履修することが大切な事だと考えています。

10. 外国語電話通訳サポート「ビーボーン」への参加について

全個連では、傘下の全事業者に外国語電話通訳サポートを提供可能(検討中)になるように平成 29 年度事業計画(全個連)に向け、サポート会社との交渉を行なっていく予定です。尚、参加希望の事業者数の把握が必要となることから事前の調査(アンケート)を実施させて頂きます。宜しく御願い致します。

無線営業部報告

1. 11 月度無線配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本 年 度	5684 件	3881 件	1803 件	68.2%

前 年 度	6396 件	4171 件	2225 件	65.2%
増 減 数	-712 件	-290 件	-422 件	
対 比	-11.1%	-6.9 %	-18.9%	

2. 11 月度新規契約状況 ・ ・ ・ ・ ・ 3 件

- ① 1 契約先名称 那賀都工業株式会社
2 住 所 神奈川県大和市代官 3 丁目 18-13
3 電 話 番 号 046-269-3616
4 お客様コード 1602-000
5 契 約 日 平成 28 年 11 月 1 日
- ② 1 約 先 名 称 横浜熱供給株式会社
2 住 所 神奈川県横浜市西区北幸 2-9-14
3 電 話 番 号 045-319-2488
4 お客様コード No.1609-000
5 契 約 日 平成 28 年 12 月 1 日
- ③ 1 契約先名称 シェ・フルール・横浜
2 住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 4-26-2
3 電 話 番 号 045-511-0023
4 お客様コード 1611-000
5 契 約 日 平成 28 年 12 月 1 日

3. チケット無効報告 ・ ・ ・ ・ ・ 5 件

- ① 1 契約先名称 大善工業(株)
2 住 所 横浜市神奈川区羽沢町 932-9
3 電 話 番 号 045-744-9875
4 お客様コード No. 6277-000
5 チケット番号 全て
6 チケット枚数 全て
7 チケットの色 グリーン色
8 摘 要 上記チケット契約先が倒産の為、共通利用無効を御通知致します。
(平成 28 年 11 月 8 日報告受付)

横浜個人タクシー協同組合

- ② 1 契約先名称 横浜市立大学医学部眼科学教室
2 住 所 横浜市金沢区福浦 3-9
3 電 話 番 号 045-787-2683
4 お客様コード No. 0427-000
5 チケット番号 No.087225～No. 087226
6 チケット枚数 2 枚
7 チケットの色 ブルー色
8 摘 要 上記チケット契約先が、平成 28 年 11 月 9 日付を以て紛失致しましたので、共通利用無効を御通知致します。

神奈川個人タクシー協同組合

- ③ 1 契約先名称 医療法人心叡会 山王クリニック

2	住 所	横浜市都筑区池辺町 4093
3	電 話 番 号	045-934-5121
4	お客様コード	No.6451-0000
5	チケット番号	No.0093848-06
6	チケット枚数	1 枚
7	チケットの色	グリーン色
8	摘 要	上記チケット契約先が、平成 28 年 11 月 20 日付を以て紛失致しましたので、共通利用無効を御通知致します。

横浜個人タクシー協同組合

④ 1	契 約 先 名 称	(株)ノジマ
2	住 所	横浜市西区みなとみらい 2-3-3
3	お客様コード	No.072
4	チケット番号	No.105781
5	チケット枚数	1 枚
6	摘 要	紛失の為、共通利用無効を御通知致します。 (平成 28 年 11 月 10 日報告受付)

県央個人タクシー協同組合

⑤ 1	契 約 先 名 称	女子美術大学
2	住 所	相模原市南区麻溝台 1900
3	お客様コード	No.056
4	チケット番号	No.38561～No.38580
5	チケット枚数	20 枚
6	摘 要	紛失の為、共通利用無効を御通知致します。 (平成 28 年 11 月 10 日報告受付)

県央個人タクシー協同組合

4. 11 月苦情報告 1 件

お客様より服装について苦情がありました。ネクタイや上着等の乱れや、清潔感の無さを指摘されました。今後はお客様より指摘されない様な服装で仕事をして下さい。お願い致します。

5. 新子安オルトの件

オルトの待機取りについて近隣にお住いの方より夜中に個人タクシーが家の近くでエンジン掛けっぱなしで「うるさい」とご指摘がありました。この件に付いて無線委員会でも取り上げて来年早々にも対策を検討します。

6. 鳥浜ベースの件

鳥浜ベースは夜 1:00 までは登録制です(移動可)
夜 1:00～朝 7:30 までは固定ベースです。夜 1:00 になりましたら登録制の登録は解除になります。固定ベースになる夜 1:00 になりましたらベースに並び再登録をしてください。
尚、ベース以外で登録をしますとトラブルになります。

7. ドアサービス・トランクサービス

無線配車などで配車され、お客様に対しサービスの一環としてトランク・ドアー等、車から降りて、対応して頂きたいと思います。これは今後徹底して行きたいと思います。

8. 年明けの無線配車についてのご協力のお願い

平成 29 年 1 月 1 日～1 月 3 日迄の期間は休みの車が多く配車が不能となりますので、ご協力出来る方は無線局へ電話の登録をお願い致します。尚、無線機を付けて無い方でもご協力出来る方は電話の登録をお願い致します。宜しくお願い致します。

財政部報告

1. 11月分までの賦課金等未納状況

12月19日16:00時現在

未納者0支部 なし

未納者 52 名 7,655,375 円

2. 未納者への督促及び対策について

(8か月) 山本 道彦

(6か月) 鈴木 光雄

(5か月) 中澤 元春

(4ヵ月) 横溝 浩一

(3ヶ月) 菅沼 和人 田代 博 尾倉 洋一 松島 修一 本間 祐庸 北川 正仁

病気・けが・・・・・・・・3名

譲渡の方・予定の方・・・4名

3. 平成28年11月度、換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
H. 28 年 11 月分換金額	11,960 枚	85,389,216 円	7,139 円
H. 27 年 11 月分換金額	12,466 枚	93,965,718 円	7,537 円
増 減 額	-506 枚	-8,576,502 円	-398 円
対 比	-4.06 %	-9.13 %	-5.28 %

4. 平成 28 年 11 月度、神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
H. 28 年 11 月分換金額	9,618 枚	65,915,176 円	6,853 円
H. 27 年 11 月分換金額	10,004 枚	73,659,578 円	7,363 円
増 減 額	-386 枚	-7,744,402 円	-510 円
対 比	-3.86 %	-10.51 %	-6.93 %

5. 平成28年 11月度、デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

11 月度 (372台)	枚 数	金 額	1枚当たり「参考」
デビットカード	1 件	4,690 円	4,690 円
クレジットカード	2,807 件	18,015,517 円	6,418 円
カード会社チケット	2,248 件	17,292,329 円	7,692 円

平成27年 11月度、デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

11 月度 (350台)	枚 数	金 額	1 枚当たり「参考」
デビットカード	1 件	1, 090 円	1, 090 円
クレジットカード	2, 933 件	21, 180, 239 円	7, 221 円
カード会社チケット	2, 198 件	17, 371, 799 円	7, 903 円

6. 親睦会特別褒賞金の支払及び廃業慰労金、譲渡支援金の徴収について

11月 廃業者

支部	氏名	在籍年数		特別褒章金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
保	池田 昌鴻	17	6	50, 000	448, 592	158, 700	657, 292
南	抱井 繁	13	1	50, 000	348, 611	158, 700	557, 311
合計			100, 000	797, 203	317, 400	1, 214, 603	

※11月分の廃業慰労金の徴収額は1, 507円となり、1月に請求します

※11月分の譲渡支援金の徴収額は 600円となり、1月に請求します

7. チケット係からのお願いです

クレジット会社の端末器に係わる手続きの処理において、レシートの紛失、サイン洩れ等の不備がありますと代理店である東京個人より日報の提出を求められることがあります。スムーズな手続きを遂行する為にも手続き上の不備が無い様注意をお願いします。

8. 会計課よりCD機定期点検のご案内です

「りそなグループ用現金自動支払機」につきまして定期点検保守作業を下記の要領にて行いたくご案内致します。

- 日 付 平成29年1月25日(水)
- 所要時間 10:00より約1時間(この間はCD機は利用出来ません)
- 作業担当者 (株) 富士通エフサス

9. 帳簿係よりお願い

- ① 「決算及び所得税に関する報告事項」は、今お手元にある控除証明書添付の上 12 月 28 日までに提出して下さい。
扶養親族がいらっしゃる方は、個人番号（マイナンバー）提出用紙の記入もお願い致します。配偶者の方に関しては、委任状の記入もお願い致します。扶養親族のいない方は、個人番号提出用紙の提出は不要です。
- ② 来年 1 月中には国民健康保険・介護保険等（28 年中の支払総額が明記）のお知らせのはがきが届き、各年金の支給を受けている方は、源泉徴収票が届きます。それぞれ帳簿係まで提出して下さい。
- ③ 税務署からは決算書・申告書・納付書（口座振替の方は無）が届きます。納付書は各自で保管して下さい。電子申告の方は、納付書のみ届きます。電子申告で口座振替をしている方は何も届きません。
- ④ 28 年度より電子申告を希望される方は、帳簿係にお知らせください。帳簿係で手続きを致します。

⑤ 12月の集計表は1月10日（火）までに必ず提出をお願い致します。

提出が遅くなりますと確定申告ができなくなります。期日はお守りください。

*12月中に2F組合員各位のファイルに29年度用の収支明細表を入れますのでご利用ください。

不明な点がありましたら帳簿係にお問い合わせ下さい。